

(第1条関係)

水準調査用低バックグラウンド測定装置点検業務実施要領

1 目的

愛媛県原子力センターに設置している水準調査用低バックグラウンド測定装置（株式会社日立製作所製、以下「当該機器」という。）を正常な状態で稼動し、使用するため、当該機器の点検を行う。

2 対象機器

別紙1のとおり

3 設置場所

愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地485番地1

4 点検概要

委託業務は、次により行うこととし、その範囲及び詳細は、別紙2「水準調査用低バックグラウンド測定装置点検表」のとおり実施すること。

5 点検条件

- (1) 当該機器に関し知識と経験のある専門の技術員により実施すること。
- (2) 点検に使用する測定機器等（校正用線源含む）は必要に応じ校正済み品を使用する等により点検の精度を確保すること。なお、これらは全て受託者で準備すること。
- (3) 点検に伴い交換が必要となる部品や軽微な消耗品の交換は本点検に含むものとする。
- (4) 作業終了時には、各種設定値を確認するとともに、正常動作を確認すること。
- (5) 点検作業により発生した不用品は受託者で適正に処分すること。
- (6) 点検状況の写真を撮影し、実施報告書に含めること。

なお、部品交換においては、交換前、交換中及び交換後の写真を撮影すること。

(7) 点検内容に疑義が生じた場合は、当センターの監督職員へ確認すること。

6 報告

受託者は、点検結果を別紙2「水準調査用低バックグラウンド測定装置点検表」の内容を満たした点検表により報告すること。

7 不具合への対応

(1) 受託者は、当センターから本契約の対象機器について、不具合発生連絡（夜間及び土・日曜日その他の休日を除く平日昼間の時間帯に限る）があった場合は、当センター職員が実施する復旧作業等への技術的助言を行うものとする。

(2) 前項における作業により不具合が復旧せず、当センターから調査及び修理等の依頼があった場合は、受託者はこれに誠実に対応するものとする。

ただし、これに要する費用については、別途、契約の締結または文書により合意したうえで実施するものとする。

(3) 上記(1)及び(2)の期間は、本業務終了後も当該年度内は継続するものとする。

8 その他

その他、疑義が生じた場合は協議等を行うこと。

9 準拠基準等

○放射能測定法シリーズN0. 1 全ベータ放射能測定法

(昭和51年9月 文部科学省)

○平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）

(令和3年12月 原子力規制庁監視情報課)

○緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）

(令和3年12月 原子力規制庁監視情報課)

○日本産業規格（J I S）

○日本電気工業会規格（J E M）

○その他必要な規格・基準等

別紙 1

対象機器一覧

機器名	仕様、品番	数量
(1) 低バックグラウンド放射能自動測定装置	LBC-4502	1

別紙 2

水準調査用低バックグラウンド測定装置点検表

1 低バックグラウンド放射能自動測定装置 (LBC-4502)

1 式

1-1 設定条件の確認

内 容	点検結果
A 点検前	
B 点検後	

1-2 外観点検

内 容	点検結果
A チェンジャー部 (A) チェンジャー	
B 測定部本体 (A) 表示器類及びスイッチ類 (B) ケーブル及びコネクタ類 (C) プリンタ	

1-3 清掃

内 容	点検結果
A チェンジャー部	
B 測定部本体	

1-4 単体動作・性能点検

内 容	点検結果
A スケーラ、プリンタ (A) 動作確認 (B) 出力電圧精度 (C) プリント動作	

1 - 5 総合試験

内 容	点検結果
<p>A MANUAL動作</p> <p>B AUTO動作</p> <p>C エレベータ動作</p> <p>D ターンテーブル動作</p> <p>E AUTO GAS STOP動作</p> <p>F プラトー測定</p> <p> (A) センタプラトー長</p> <p> (B) センタプラトー傾斜</p> <p> (C) ガードプラトー長</p> <p> (D) ガードプラトー傾斜</p> <p>G 効率測定</p> <p> (A) 機器効率</p> <p> (B) バックグラウンド</p>	